



平成 23 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 大東建託株式会社
代表者名 代表取締役社長 三鍋 伊佐雄
(コード：1878 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役業務本部長 中里 哲三
(TEL. 03-6718-9111)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得（以下「本取得」といいます。）及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本文中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

1. 買付け等の目的

当社は、株主に対する利益還元を重要課題として認識し、積極的な配当・自己株式の取得を実践して参りました。経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、平成 22 年 3 月期においては、基準配当 20 円に、連結業績に応じた利益還元を含めた配当性向の目標を 50%として設定し、配当性向 49.9%を達成しております。なお、平成 23 年 3 月期以降は、基準配当 100 円に、連結業績に応じた利益還元を含めた配当性向の目標を 50%として設定することに変更しております。また、当社は、連結ベースの当期純利益が 100 億円を超え、かつ大型の資金需要がない等、一定の条件を満たしている場合、株主価値向上のため継続的に自己株式を取得し、消却する方針を定め、その取得上限枠は、連結ベースの当期純利益の 30%を目処に決定することとし、平成 22 年 3 月期においては、連結ベースの当期純利益の 27.8%にあたる 125 億 99 百万円で 3,079,200 株を買い付け、平成 22 年 3 月 31 日付で消却しました。

このような状況の中、平成 22 年 11 月下旬に、当社の筆頭株主である株式会社ダイショウ（平成 23 年 1 月 31 日現在の保有株式数 36,782,172 株。発行済株式総数（117,525,132 株）に対するその保有する割合 31.30%。以下「ダイショウ」といいます。）より、保有する株式を売却する意向がある旨の連絡を受けました。ダイショウは、当社代表取締役会長である多田勝美の出資比率が 81.41%の資産管理業務及び不動産事業を主要な事業とする会社であります。また、当社代表取締役会長である多田勝美は、ダイショウの代表取締役社長を兼務しております。

当社は、ダイショウからの連絡を契機に、当社の財務状況や今後の業績見通し等を踏まえつつ、株主価値の向上について検討を行ってきました。

その結果、本業において今後も堅調な業績推移が見込まれる中、このタイミングで一定の数量の株式を自己株式として取得することで、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）が向上するとともに、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率が向上し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断しました。なお、当社は連結配当性向の目標 50%を維持する一方で、連結ベースの当期純利益の 30%を目処とする自己株式の取得・消却は当面休止し、今後は内部留保の確保に重点を置く考えであります。今回一部見直した株主還元策（以下かかる見直し後の株主還元策を「新株主還元策」といいます。）については平成 23 年 1 月 31 日付「今後の株主還元策（配当政策、自己株式取得・消却）の一部見直し及び平成 22 年 4 月 28 日に決議した自己株式取得に係る事項の中止に関するお知らせ」をご参照下さい。これと併せて同日付「業績予想の修正に関するお知らせ」も公表しておりますのでご参照下さい。また、当社は、平成 22 年 4 月 28 日付「自己株式取

得に係る事項の決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、同日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る決議をいたしておりましたが、後述の通り、本公開買付けを以って自己株式の取得を行うこととしたため、当該決議に係る自己株式の取得につきましては、平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、中止することを決議いたしました。その詳細は、同日付「今後の株主還元策(配当政策、自己株式取得・消却)の一部見直し及び平成 22 年 4 月 28 日に決議した自己株式取得に係る事項の中止に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、本公開買付けに要する資金については、自己資金(約 717 億円)に加えて借入金(約 1,400 億円)で調達する予定です。なお、平成 22 年 12 月末現在における当社連結ベースの手元流動性(現預金及び有価証券)(約 1,702 億円)と今後売却予定の投資有価証券を合わせると約 1,900 億円となり、本公開買付けの買付資金に約 717 億円を充当後も、上記の約 1,400 億円の借入金の金額に比して、十分な手元流動性が確保でき、さらに、当社の本業から生み出される安定的なキャッシュ・フローで借入金の返済が進み内部留保及び手元資金も積み上がることで、当社の財務の健全性・安全性は確保されるものと考えております。なお、本業において成長・進展が見込まれており、今後必要となる設備投資は従来どおり実施していく方針ですが、内部留保及び手元資金の積み上げは着実に進んでいくものと思われま

す。自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等性、取引の透明性、及び当社普通株式の需給バランスによる市場株価への影響等を総合的に勘案した結果、公開買付けの手法が適切であると判断し、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の直近の財務状況等を踏まえ、38,879,700 株(平成 23 年 1 月 31 日現在の当社の発行済株式総数の 33.08%)を上限とすることが適切であると判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、本取得及び本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、当社は、本公開買付けの決議に先立ち、会社法第 441 条に基づき、平成 22 年 12 月 31 日を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しており、臨時決算日までの損益を分配可能額に含めております。

本公開買付けにより取得した自己株式については速やかにその全てを消却する予定です。

なお、当社は、当社株式 36,782,172 株を保有するダイショウとの間で、平成 23 年 1 月 31 日付で、金融機関の担保権が設定されていない当社株式 13,662,172 株、株式会社三井住友銀行の担保権等が設定された当社株式 15,000,000 株及び株式会社みずほ銀行の担保権が設定された当社株式 4,000,000 株を含む当社株式 32,662,172 株以上について、本公開買付けに応募する(但し、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に担保権等を解除できなかった株式がある場合には、当該株式については、この限りではないものとします。)こと等を内容とする公開買付応募契約を締結しております。当該契約では、①ダイショウは上記以外の金融機関の担保権が設定された当社株式 4,120,000 株について、担保権を解除して本公開買付けに応募するよう最善の努力をすること、②ダイショウは平成 22 年 11 月に当社株式 2,547,900 株を多田勝美及びその親族から取得し、その 6 ヶ月以内に本公開買付けへの応募により当社株式を売却することになるため、金融商品取引法上の短期売買規制に則り、当社の請求により、同社は当該 2,547,900 株について本公開買付けで得た利益を当社に提供すること、③ダイショウは、平成 23 年 3 月 31 日以降も当社株式を保有している場合、平成 23 年 6 月下旬開催予定の当社定時株主総会において、新株主還元策に従った剰余金の処分に係る会社提案に賛成の議決権行使をすること等が確約されています。

さらに、当社代表取締役会長である多田勝美は、ダイショウの代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、当社の立場においてダイショウとの事前の協議及び交渉に参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。また、当社の社外監査役である蜂谷英夫は、ダイショウの監査役を兼務しており、利益相反の恐れを防止し、公正性を高める観点から、本公開買付けに関する取締役会に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。本取得及び本公開買付けを行うことは、当社の平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、多田勝美を除く当社取締役 12 名(内社外取締役 1 名)全員の一致で決議されました。また、かかる取締役会において、蜂谷英夫を除く監査役 3 名(内社外監査役 3 名)全員は、当社が本取得及び本公開買付けを行うことに関して異議がない旨の意見を述べております。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	38,879,800 株 (上限)	211,701,000,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式の総数 117,525,132 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 33.08%

(注3) 取得する期間 平成23年2月1日から平成23年4月28日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日

平成23年1月31日 (月曜日)

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成23年2月1日 (火曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

③ 公開買付届出書提出日

平成23年2月1日 (火曜日)

④ 買付け等の期間

平成23年2月1日 (火曜日) から平成23年3月1日 (火曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、5,445 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

当社は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の算定に際しては、当社普通株式が上場されている株式であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の客観性及び明確性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動も考慮するのが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年1月31日の前営業日（同年1月28日）の当社普通株式の終値5,730円、同年1月28日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,698円（小数点以下を四捨五入）、及び同年1月28日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,446円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることにいたしました。

また、当社は、本買付価格を決定するに際して参考とするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証

券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。）に、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、両社より、平成23年1月31日付で株式価値算定書を取得いたしました。

野村證券は、株式価値算定書において、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法	当社の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価平均法	5,228円～5,736円
類似会社比較法	5,031円～6,780円
DCF法	6,351円～10,391円

まず、市場株価平均法では、算定基準日を平成23年1月28日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値（5,730円）、直近1週間の終値の平均（5,736円）（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月の終値の平均（5,698円）（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値の平均（5,446円）（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の終値の平均（5,228円）（小数点以下四捨五入）を採用し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を5,228円から5,736円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を5,031円から6,780円までと分析しています。

DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を6,351円から10,391円までと分析しています。

野村證券は、当社より提供された当社の将来の事業計画が当社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、それらの事業計画の正確性、妥当性および実現可能性等について責任を負うものではありません。また、野村證券は当社株式の価値算定にあたって使用したその他の資料および情報が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておらず、また検証の義務を負うものではありません。加えて、当社（とその関係会社）の資産または負債について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社について、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づく分析結果を総合的に勘案して株式価値の分析を行っております。三菱UFJモルガン・スタンレーによる当社の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりです。

採用手法	当社の1株当たり株式価値の算定レンジ
市場株価分析	5,446円～5,730円
類似企業比較分析	5,889円～6,981円
DCF分析	7,138円～9,729円

市場株価分析では、平成23年1月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の株価終値5,730円、基準日から1ヶ月前平均株価5,698円（小数点以下四捨五入）及び3ヶ月前平均株価5,446円（小数点以下四捨五入）を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を

5,446円から5,730円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を5,889円から6,981円までと分析しております。

DCF分析では、当社が作成した事業計画を基に、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を7,138円から9,729円までと分析しております。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社の株式価値算定に際し、既に公開されている情報又は当社から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、財務予測については、当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。加えて、当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。

さらに、当社は、ダイショーとの協議及び当社の事業や財務状況等をも踏まえ、本買付価格を5,445円とすることといたしました。

なお、本買付価格である5,445円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年1月31日の前営業日（同年1月28日）の当社普通株式の終値5,730円から4.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年1月28日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,698円（小数点以下を四捨五入）から4.44%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年1月28日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,446円（小数点以下を四捨五入）から0.02%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額となります。

また、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（4）買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	38,879,700株	－株	38,879,700株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（38,879,700株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（38,879,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

（5）買付け等に要する資金

211,734,966,500円

（注）買付代金（211,699,966,500円）、買付手数料、及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費用等の諸費用についての見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年3月24日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ） 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。
- ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ） 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年3月1日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年3月23日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び

公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社連結子会社であるハウコム株式会社（以下「ハウコム社」といいます。）は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場への上場を目指し、平成23年3月の上場申請を目標に準備を進めております。なお、上場申請した場合でも、上場承認の可否及び時期は未定です。上場に伴いハウコム社は公募による新株式の発行を行う予定であります。上場後もハウコム社は当社の連結子会社である予定であり、ハウコム社の上場による当社の連結業績、財政状態への影響は限定的であると考えております。なお、ハウコム社の概要は下記の通りとなります。

記

(イ) 商号	ハウコム株式会社
(ロ) 設立	平成10年7月1日
(ハ) 資本金	202百万円
(ニ) 本社所在地	東京都港区港南二丁目16番1号
(ホ) 代表者	多田春彦
(ヘ) 事業の内容	不動産賃貸建物の仲介・管理業等
(ト) 従業員数	789名（平成22年3月31日現在）
(チ) 直近の業績（平成22年3月期）	

（単位：百万円）

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	総資産
7,455	484	601	319	4,256

- ③ 当社は、当社株式36,782,172株を保有するダイショウとの間で、平成23年1月31日付で、金融機関の担保権が設定されていない当社株式13,662,172株、株式会社三井住友銀行の担保権等が設定された当社株式15,000,000株及び株式会社みずほ銀行の担保権が設定された当社株式4,000,000株を含む当社株式32,662,172株以上について、本公開買付けに応募する（但し、本公開買付けの公開買付期間中に担保権等を解除できなかった株式がある場合には、当該株式については、この限りではないものとします。）こと等を内容とする公開買付応募契約を締結しております。当該契約では、①ダイショウは上記以外の金融機関の担保権が設定された当社株式4,120,000株について、担保権を解除して本公開買付けに応募するよう最善の努力をすること、②ダイショウは平成22年11月に当社株式2,547,900株を多田勝美及びその親族から取得し、その6ヶ月以内に本公開買付けへの応募により当社株式を売却することになるため、金融商品取引法上の短期売買規制に則り、当社の請求により、同社は当該2,547,900株について本公開買付けで得た利益を当社に提供すること、③ダイショウは、平成23年3月31日以降も当社株式を保有している場合、平成23年6月下旬開催予定の当社定時株主総会において、新株主還元策に従った剰余金の処分に係る会社提案に賛成の議決権行使をすること等が確約されています。

(ご参考) 平成 22 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数 (自己株式を除く。) 115,453,205 株
自己株式数 2,071,927 株

以 上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託 (株) 経営企画室
川合
03 (6718) 9068